
日本企業のIFRS対応状況に関する アンケート結果の報告と考察

Hiro Business Solutions 株式会社

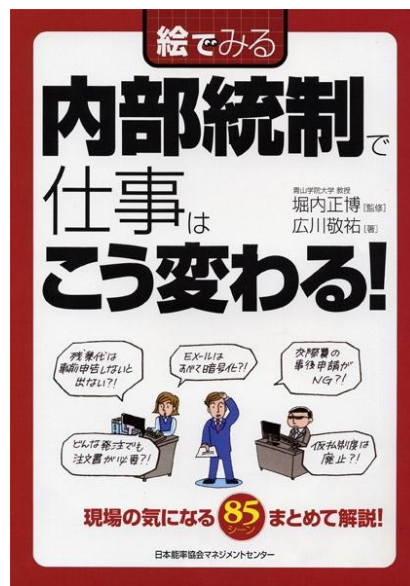
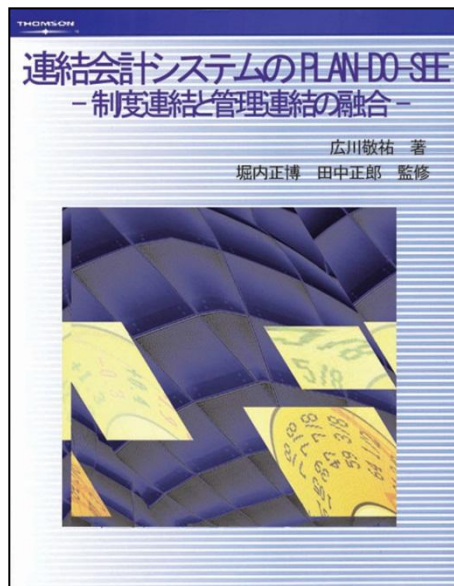
代表取締役 広川 敬祐

(公認会計士)

< 略 歴 >

1984年 — 1987年 : 青山監査法人(プライスウォーターハウス)東京事務所勤務
1987年 — 1994年 : 英和監査法人(アーサーアンダーセン)大阪事務所勤務
1994年 — 1998年 : SAPジャパン株式会社勤務
1998年 — : HBS(Hiro Business Solutions)設立

主な著作



IFRSの経緯と動向

日本企業の IFRS 対応状況に関するアンケート結果と考察

日本企業がとるべき賢いIFRS への対応法

IASCの設立 ～ 2007年（ハーモナイゼーション、コンバージェンスの時代）

1973年 IASC (国際会計基準委員会) の設立

1993年 IASCでの財務諸表の比較改善プロジェクトで参加14カ国の内、日本だけが反対表明 (議長は日本人)

2001年 IASB (国際会計基準審議会) の設立 (IASから変更)

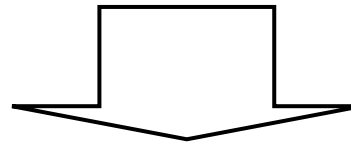
2005年 EU域内の上場企業ではIFRSの強制適用

2006年 IASBとFASBは統合を加速化させるための覚書 (MoU) を締結

2007年 IASBと日本のASBJ (企業会計基準委員会) との間でコンバージェンスに関する合意 (東京合意)

国際会計基準の
日本での受け入れも
待ったなしの状況に

2009年2月4日 金融庁
我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090204-1.html>



熟読して
おきましょう

2009年6月16日 金融庁
我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1.html>

○中間報告のポイント

(1) 任意適用

2010年3月期(年度)から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、任意適用を認めることが適当。

(2) 将来的な強制適用の是非

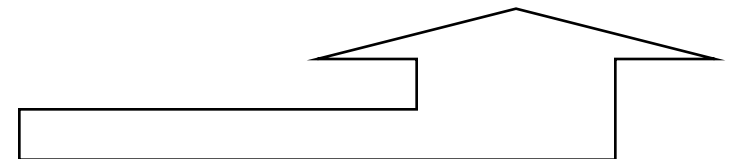
強制適用の判断時期は、**2012年を目途(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)**。

IFRSが騒がれるようになった理由

2009年7月、週間ダイヤモンドが特集記事を発表したこと
これ以降、日経BP、東洋経済など主要ビジネス系メディアが追随していった



(広川も記事を寄稿・・・)



金融庁がIFRSの誤解文書を公表しましたが、実際の現場でも多くの笑い話があります

- ・コンポーネント会計に関して、パソコンのキーボードとディスプレイを分けなければならない
- ・過去に買収した会社の買収当時の時価を全て把握しなければならない
- ・過年度遡及への対応に、仕訳レベルで帳簿に再転記する必要がある
- ・その他の包括利益は純資産への影響が大きく、為替など特に外部リスクに関して管理せねばならない(どのように外部リスクを管理しようというのか…。民間レベルで為替介入？)
- ・棚卸資産の評価方法の加重平均法(weighted average method)は総平均法だけと解釈でき、移動平均法は認められない
- ・勘定科目や決算日は何があろうと統一しなければならない(中国などは法律で決まっている)

ベンダーの思惑とユーザー企業とで噛み合っていない現状

＜ベンダーの思惑＞

コンバージェンス対応よりさらに影響が大きいことを主張(効率よく対応されては困る)

来年以降の対応では困る(今年度の売上が欲しい)

＜ユーザー側にできてしまったJSOXによる免疫＞

早くしないと対応が間に合わないと言われても惑わされない

監査人の言いなりにはならない

コンサルタントに高い報酬は払わない

時期	主な動向
2010.4	金融庁が「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表
2010.6	日本公認会計士協会(JICPA)がIFRSテクニカルサマリー(日本語翻訳)を公表
2010.9	財務会計基準機構(FASF)内に単体財務諸表のコンバージェンスの取り扱いに関する検討会議を設置
2010.11	東京証券取引所が、上場会社のIFRS準備状況に関する調査結果を公表
2010.12	ASBJがプロジェクト計画表を更新
2011.2	IASBがアジア・オセアニア地域におけるサテライト・オフィスを2012年末までに東京に設置することを決定
2011.4	「単体財務諸表に関する検討会議」が報告書を公表
2011.4	IASBとFASBがコンバージェンス・プログラムの完了へ向けての大幅な進展を報告
2011.5	新しいIFRSが公表。 IFRS第10号 連結財務諸表 IFRS第11号 ジョイント・アレンジメント IFRS第12号 他の企業に対する持分の開示 IFRS第13号 公正価値測定

■ 2011年5月26日にSECがIFRSに関するスタッフ文書を公表

● コンドースメント・アプローチ

- ・ 多くの国で取られている「エンドースメント・アプローチ」を基本としつつ、移行期間中、IFRSと米国会計基準と既存の差異に関してコンバージェンス・アプローチを併用する
- ・ 一定の移行期間(例えば5年～7年)に、段階的に米国会計基準の中身をIFRSに置き換え、最終的にIFRSと同一にすることを目的とする
- ・ したがって、米国会計基準は将来も存続し、SECの権限も基本的には変わらない

● FASBの役割

- ・ FASBはエンドースメント手続きにおいて、IFRSの基準をカーブアウトするか否かを検討する
- ・ FASB自身がIASBの基準設定に積極的に関与していくことから、実際にカーブアウトする可能性は小さい

● コンドースメント・アプローチを採用した場合の便益(リスクも記載されている)

- ・ コンドースメント・アプローチを採用した場合、移行計画を個別基準毎に検討できるため、柔軟な対応が可能である
- ・ IFRSの適用を徐々に進めることが可能になる
- ・ エンドースメント手続きを経るため、米国の投資家保護等に資する場合、IFRSの基準を一部修正したり、適用を遅らせる仕組みを設けることができる
- ・ 当該方法によると、「米国会計基準」というラベルを残すことができるため、米国会計基準を参照している米国の法律、契約文書、規制、指針等に与える影響を最小化することができる

- 2011年6月21日、金融担当大臣は“IFRS 適用に関する検討について”として「強制適用の延期」を表明した

過去の 公式見解

- (1) 2010年から一定の要件を満たした企業についてIFRSの任意適用を認める
- (2) 2012年までにIFRS強制適用の是非とその実施時期を判断する
- (3) 強制適用の実施を決定した場合、少なくとも3年の準備期間において2015年・2016年をめどに行う

2009年6月16日、金融庁 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」より

今回の 公式見解

- (1) 少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えていない
- (2) 仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行う
- (3) 2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする

2011年6月21日、金融担当大臣 自見庄三郎による“IFRS 適用に関する検討について”より

金融担当大臣の
発言に誤りに
誰も何にも
言わない

「いわゆる「中間報告」の発表後、国内外において様々な状況の変化が起きました。大きな変化は米国を中心とする金融危機、いわゆるリーマンショックの発生でございます。また民主党オバマ政権への交代もございました。」とありますが、リーマンショックは2008年、オバマ政権の誕生は2009年1月と、どちらも2009年6月の「中間報告」より前に発生しています。

IFRS改訂の動向

DP 論点整理・検討状況の整理 (Discussion Paper)
 ED 公開草案 (Exposure Draft)
 IFRS 最終基準化

現在

	2011年				2012年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月以降
連結関連(支配の定義の見直し)		IFRS			
財務諸表の表示	延期				
収益認識			再公開草案		IFRS(予定)
金融商品					
金融資産・負債の相殺	ED		IFRS(予定)		
減損	ED		IFRS(予定)		
ヘッジ会計			IFRS(予定)		
公正価値測定・開示		IFRS			
退職後給付			IFRS(予定)		
リース				IFRS(予定)	
負債関連	延期				

IFRSの経緯と動向

日本企業の IFRS 対応状況に関するアンケート結果と考察

日本企業がとるべき賢いIFRS への対応法

IFRSに対する立場をお知らせ下さい。

IFRSを適用する立場(上場企業)	76%
IFRS適用を指導する立場(コンサル等)	20%
IFRS適用を監査する立場(監査人)	—
その他(メディア、各種団体、学者等)	4%

IFRSの強制適用延期をどのように考えていますか？

延期する方がよいと思う	52%
延期しないで2015年／16年でよいと思う	36%
2015年より早くてもよいと思う	4%
わからない／その他	8%

IFRSを適用するための準備期間はどのくらいが妥当であると思いますか？

3年	48%
4年	20%
5年	16%
2年以下	12%
6年	
7年以上	4%

IFRSの初度適用までのコスト総額はどのくらいだと思いますか？
(売上高1,000億円の企業が1億円かかるとすると0.1%)

売上の0.01%以下	12%
売上の0.01%～0.05%	24%
売上の0.05%～0.1%	20%
売上の0.1%～0.3%	36%
売上の0.3% ～ 0.5%	4%
売上の 0.5% ～ 0.7%	—
売上の0.7 % ～ 0.9%	—
売上の 1%以上	4%

IFRSを適用する場合に負荷が大きいと思うものをお知らせ下さい(複数可)

固定資産	84%
収益認識	68%
初度適用	56%
過年度遡及修正	52%
リース	40%
連結会計・企業結合	28%
財務諸表の表示等	24%
無形資産	20%
外貨換算	16%
キャッシュ・フロー	16%
金融商品	8%
売却目的資産・非継続事業	8%
負債	4%

以下のIASBの改訂が予想される項目で今の日本基準と大きく変わると思うものをお知らせ下さい(複数可)

収益認識	76%
リース	52%
財務諸表	44%
退職給付	36%
金融商品会計	20%
負債	12%

IFRSに関して日本がとるべき行動であると思うことをお知らせ下さい(複数可)

単体の会計基準もIFRSに合わせていくべき	40%
上場会社の中でIFRSを適用する会社の区分を設けるべき	36%
IFRSの強制適用はせずに任意適用だけにすべき	24%
米国の動向を気にせず日本独自の判断をしていくべき	40%

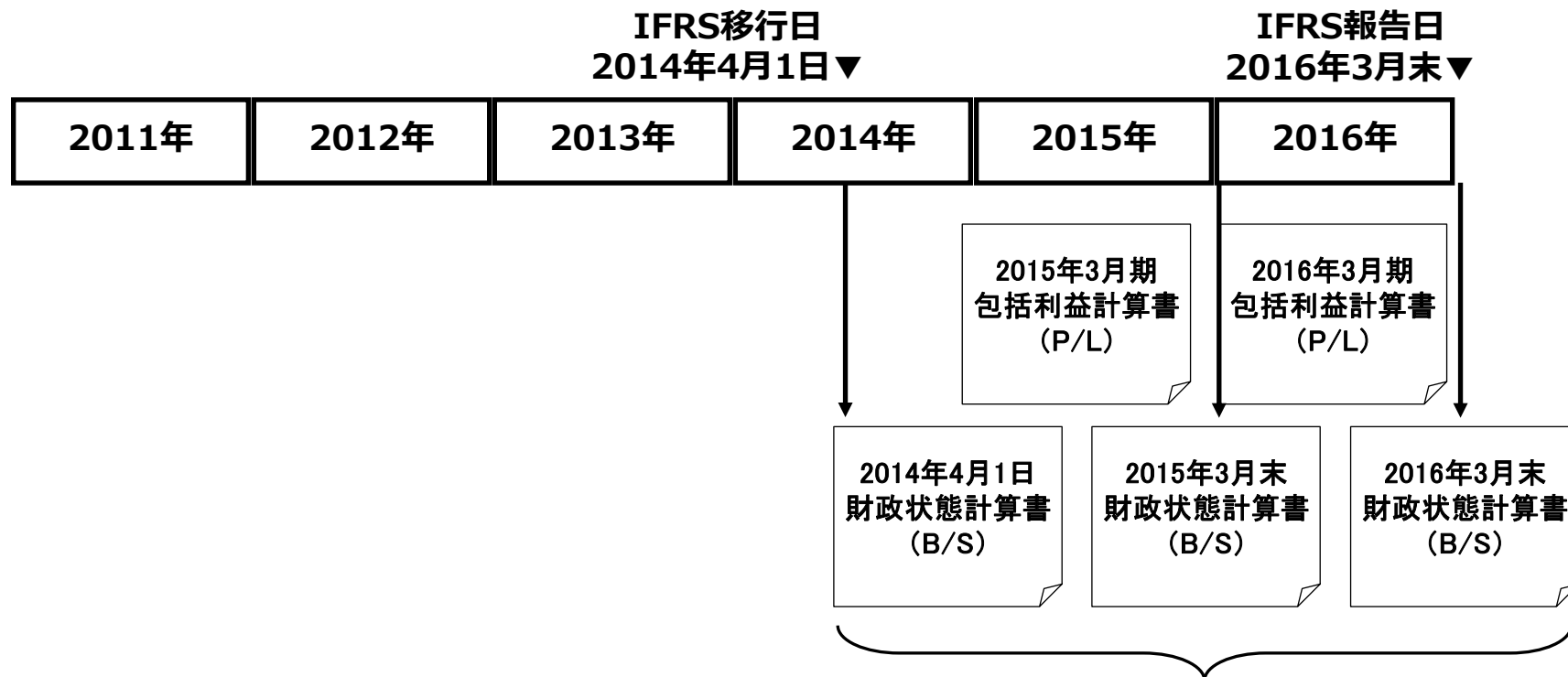
一般的に言われるIFRS適用メリットはあてはまると思いますか(複数回答可)

海外からの信用を確保する	60%
財務報告内容の比較可能性が向上する	52%
コーポレートイメージが向上する	28%
業務やシステムの統一による経営管理が向上する	24%
有利な資金調達ができる	16%

IFRSを適用する場合、移行日時点にどうなっているのか想定してください。
(2016年3月期を「報告日」とすると「移行日」は2014年4月)

IFRSの準備を全て終えIFRSベースの財務諸表が出力できる	32%
IFRSと現状の差異分析(インパクト分析)を終えたところである	24%
IFRS適用の計画(システム改修含む)が固まり作業の真最中である	16%
未定(わからない)	12%
IFRS適用の計画が全て定まらず課題が残っている	8%
IFRS適用の計画策定を始めるころである	8%
何もしていない。そこからはじめるであろう。	0%

【設例】 2016年3月期に初度報告と仮定



- ①適用初年度末(この例では2016年3月末)時点の有効な全ての I F R S に準拠して作成する必要がある。
- ②可能な限り過去に遡ってIFRSを適用する必要がある(但し、禁止規定・免除規定あり)。
過去の財務諸表を I F R S ベースに修正した結果生じた差異は、IFRS移行日(この例では2014年4月1日)の財政状態計算書の利益剰余金の期首残高に直接計上する。

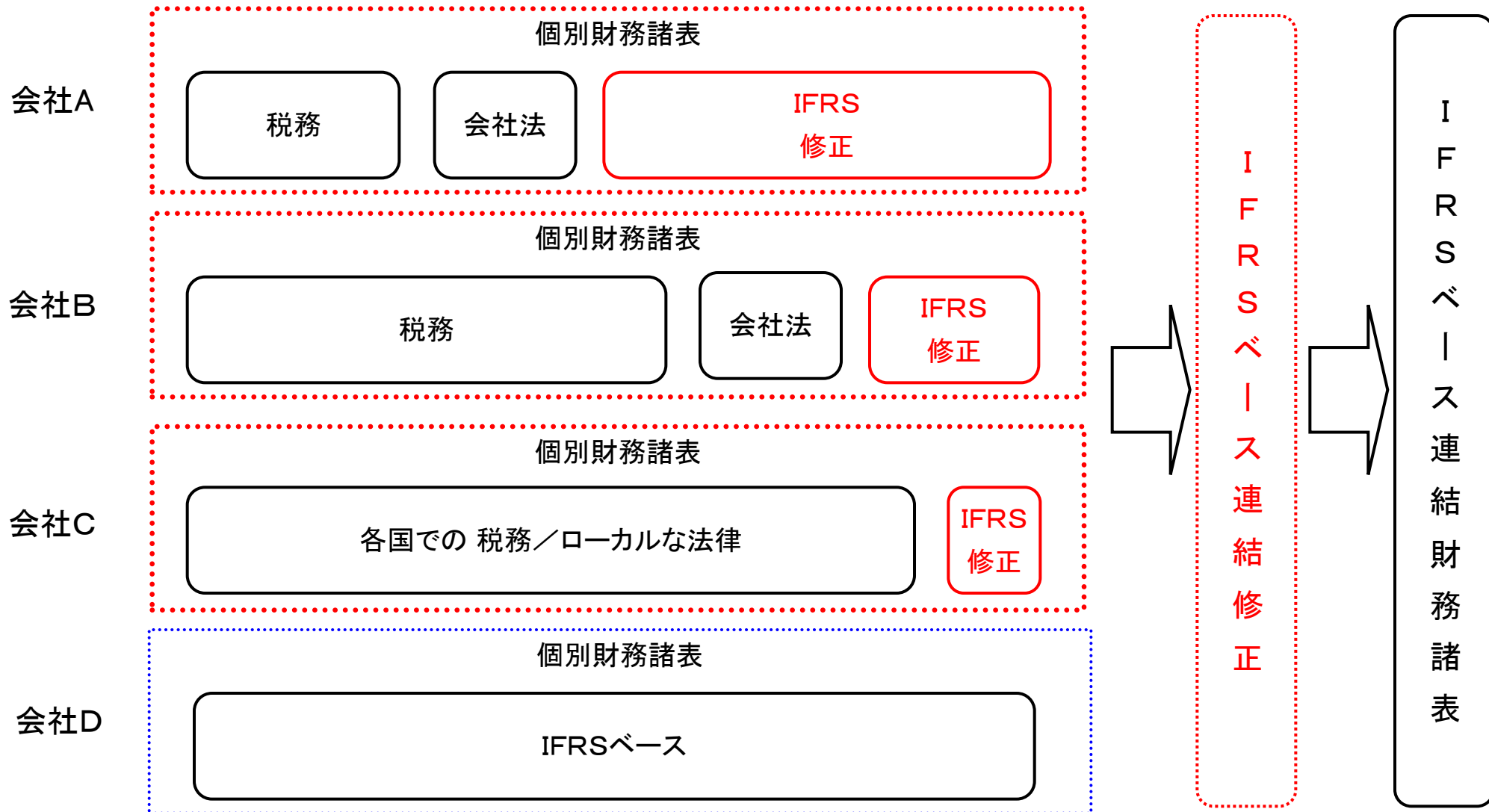
IFRSを適用する場合、日本基準との差異をシステムでどのように区別しますか？

日本基準を正としてIFRSに組替を行う	44%
IFRSを正として日本基準に組替を行う	20%
未定(わからない)	20%
複数帳簿を保有する	16%

グループ会社におけるIFRSと現地基準との差はどこで把握されますか？

各グループ会社で把握する	44%
連結決算に必要なデータとして収集する	36%
親会社でまとめて把握する	16%
未定(わからない)	4%

会社ごとに異なるIFRS修正の量と内容



※ IFRSベースの個別財務諸表は外部に公表されない

(1) 会計基準の連単分離と連結先行

諸外国では、IFRSはディスクロージャー用の連結財務諸表に適用され、個別財務諸表では自国基準で作成されている。個別財務諸表では、配当や課税目的で作成されることから、**自国基準では、会社法や税法に規定されており、ディスクロージャー向けのIFRSと自国基準は理念を異にしている。つまり、会計基準が完全に連単分離**となっている。

我が国の連結財務諸表原則では、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎に作成されなければならないという「個別財務諸表基準性の原則」が採用され、連単の会計基準は一貫した思想に基づき整合性が確保されていることを基本としている。我が国にIFRSが導入されるとしても、IFRSは上場会社の連結財務諸表にのみ適用されることから、一応、連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準は連単分離となるが、中間報告案においては、IFRS受け入れ後においても我が国会計基準とIFRSのコンバージェンスは継続するという、いわゆる「連結先行」の方針が明らかになっている。

(2) 連結財務諸表作成の方法

個別と連結の間の会計基準が完全に異なる諸外国の場合に、二重の帳簿を保持しているかという点については、企業の状況により様ではない。**(a)自国の会計基準または税務用の帳簿とIFRSの帳簿の2つを経常的に保持するケース、(b)帳簿は自国の会計基準で作成し、連結調整でIFRSに修正するケースなどがあるが、後者が一般的である。**

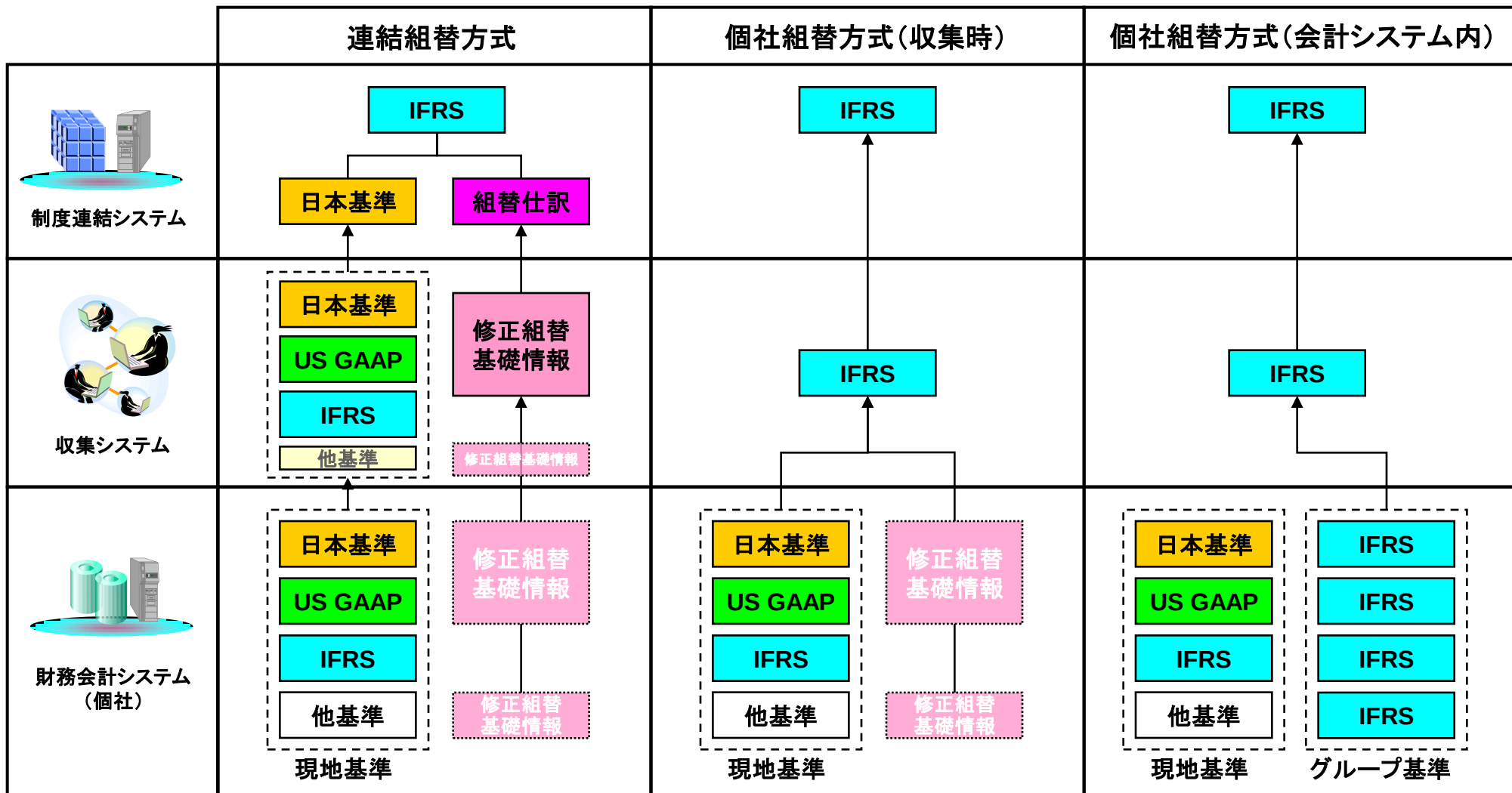
海外に多くの子会社を有し国際的に事業活動を展開している上場企業にとって、IFRS導入の最大のメリットは業務管理体制の一元化である。このメリットを享受するためには、会計帳簿から連結財務諸表の作成までの内部統制を完全にIFRSベースで整備することになると考えられる。この場合には、IFRS基準で作成された個別財務諸表を自国基準による個別財務諸表に修正する作業が行われることになると思われる。

出典：我が国における国際会計基準の取扱い（中間報告）」

IFRS連結財務諸表の作成方法

IFRS連結財務諸表を作成するにあたり、現地基準で元帳を持っている場合は、どの段階でIFRSへ組替仕訳を入れるかを検討する必要があります。

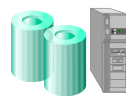
(注) 下記の方式のいずれを選択するかは個社ごとに検討する必要があります。



出典: あずさ監査法人のセミナー資料を元に作成

IFRS連結財務諸表の作成方法のメリットとデメリット

IFRS個別財務諸表を作成するにあたって組替仕訳を必要とした場合の3つの方針に対して、想定されるメリット／デメリットは以下のとおりとなります。

	連結組替方式	個社組替方式(収集時)	個社組替方式(会計システム内)
 制度連結システム	(メリット) ・ IFRS修正仕訳の一元管理 ・ 早期対応が可能 ・ システム開発コスト抑制	(メリット) ・ IFRSへの組替作業の分散(負荷分散) ・ システム開発コスト抑制	(メリット) ・ IFRSへの組替作業の分散(負荷分散) ・ 一環した業績評価 ・ 報告数値から財務会計数値へのドリルスルーが可能
 収集システム	(デメリット) ・ 特定要員への過度な負荷 ・ 決算早期化の阻害要因となる可能性が高まる ・ 個社 - 連結間の数値・業績評価の分断	(デメリット) ・ グループ経理要員への徹底したIFRS教育が必要 ・ 十分なIFRSの知識を有しない経理要員による誤処理の可能性が高まる ・ 報告数値と財務会計システム数値の分断	(デメリット) ・ グループ経理要員への徹底したIFRS教育が必要 ・ 十分なIFRSの知識を有しない経理要員による誤処理の可能性が高まる ・ システム開発コストが多くかかる可能性が高い
 財務会計システム(個社)			

出典: あずさ監査法人のセミナー資料を元に作成

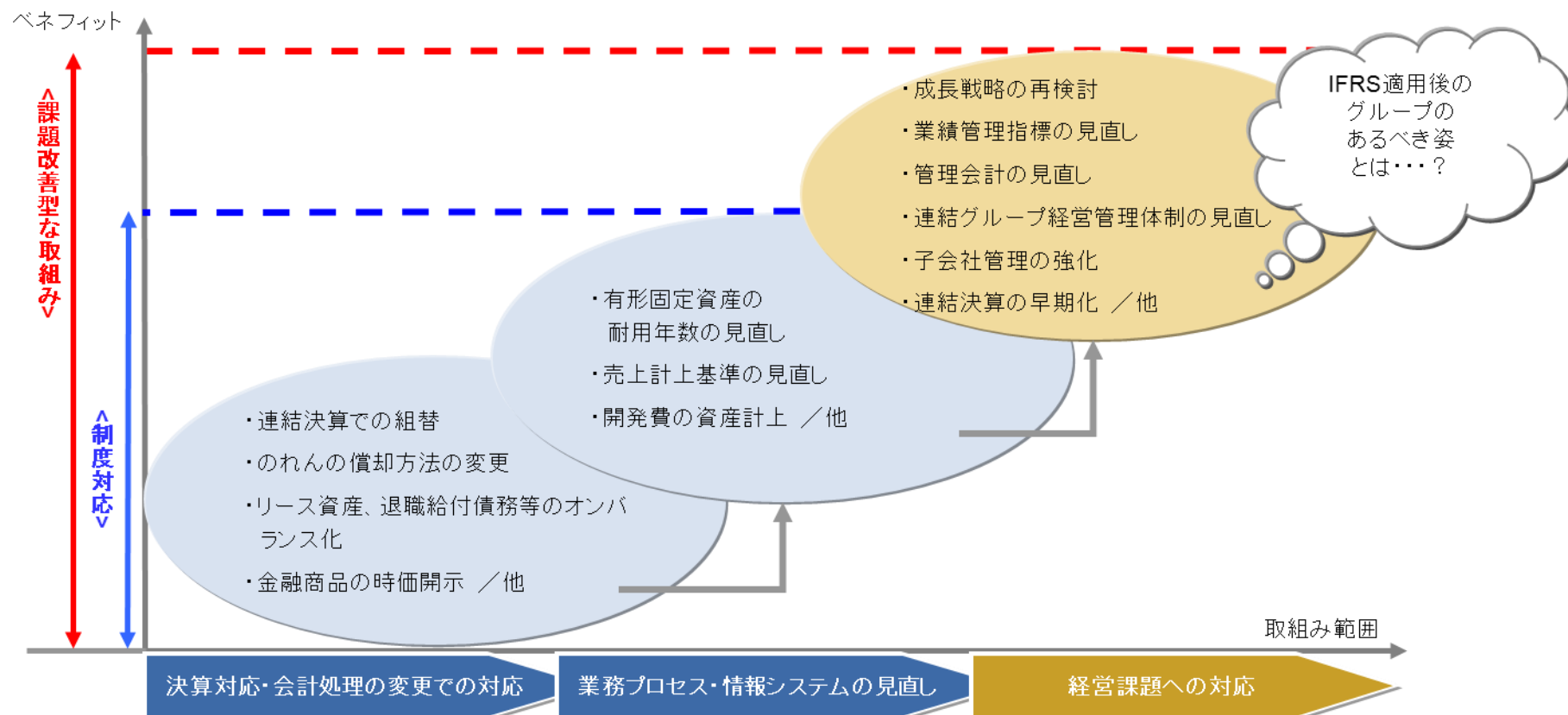
IFRS対応のためにシステムをどの程度改修しないといけないと考えていますか？

有形固定資産などのサブシステムに大規模な改修を要する	48%
業務機能毎に小規模な改修を要する	32%
未定(わからない)	16%
基幹システム全体を大規模な改修を要する	4%
システムを改修する必要性はない	0

■ IFRS対応のゴール・イメージを検討する

- 制度対応型・・・会計基準差異への対応を優先する取組み
- 課題改善型・・・IFRS対応を起点として、会計基準差異だけでなく、IFRS適用後のグループのあるべき姿と現状のギャップにも対応しようとする取組み

⇒ 区分としてはわかりやすいが、テーマの分類、及び課題の設定によっては、区分できない面もあることに注意



個別財務諸表が日本基準で作成され連結財務諸表がIFRSで作成される連単分離システムとなった場合、2つの基準で作成された情報が共存します。

このことが、経営管理上の混乱をもたらす危険性について不安をもっていますか？

ある程度不安	52%
不安ではない	20%
不明(わからない)	20%
非常に不安	8%

経営者が、経営管理に利用する業績指標は、
どのレベルの情報をベースにしていますか

連結	88%
部門別	84%
単体	56%
地域別	24%

管理部門が、経営管理に利用する業績指標は、
どのレベルの情報をベースにしていますか

連結	56%
部門別	52%
単体	20%
地域別	8%

IFRSの経緯と動向

日本企業の IFRS 対応状況に関するアンケート結果と考察

日本企業がとるべき賢いIFRS への対応法

国際会計基準審議会 (IASB) メンバーのスタンフォード大学教授の Mary Barth 氏 の講演より

**単一の高品質なグローバル基準を作りたい、
それを世界の資本市場で活用したい**

**単一：少しも違っているところがあってはいけない
グローバルな基準：全世界で適用が可能なもの**



「**現役の会計士**及び会計士になろうとしている人たちに対して教育を行っていかねばなりません。全員が変わらなければなりません。(中略)IFRSとは何か。それをどのように教えればいいのか。日本だったら、日本基準からIFRSへの理解をどのように進めていけばいいのか。IFRSを適用し、その元々の意図に照らして理解を進めていくためには、どうすればいいのかということを検討していかなければなりません。ただ、変化には時間がかかります。みんな人間ですから、新しいことを勉強するには時間がかかるわけです。」

出典：会計・監査ジャーナル 2009年7月号

**IFRSに対応していくためには、会計学専攻の学生、監査人、企業内担当者、コンサルタント等
これら全ての人がIFRSを学び大きな変化に備えていく必要があります**

もしあなたがタイタニックの船長だとして、様々な国の乗客がいる状況で、どのようにして女性・子供を先に逃がすように説得しますか？



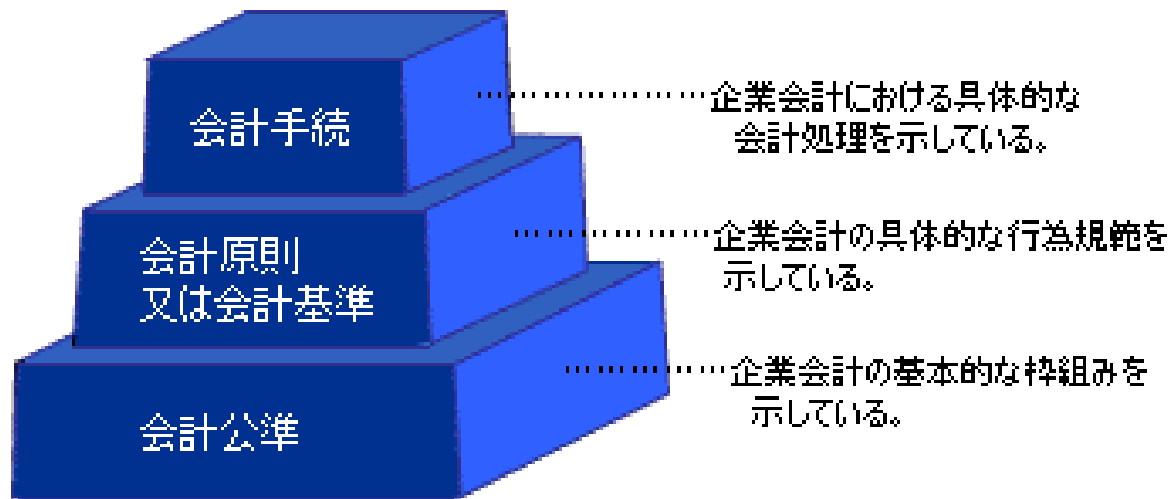
✓乗客がアメリカ人の場合は？

✓乗客がイギリス人の場合は？

✓乗客がドイツ人の場合は？

✓乗客が日本人の場合は？

日本の企業会計の教育的指導的役割を果たす憲法的存在。
企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないが、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準。



IFRSが具体的な会計処理手続きを提示するものではない。

- 売上の計上基準
- 固定資産の耐用年数
- 開発費の資産計上基準
- 機能通貨の決定
- 減損のグルーピング

等

2010年6月末日、経団連は「IFRS導入準備タスクフォースのフィードバック資料」を公表

- 初度適用
- 固定資産
- 無形資産
- 収益認識
- 金融商品
- 連結会計
- 従業員給付
- 財務諸表の表示等
- 外貨換算

ほとんどの箇所で「監査法人と事前に合意が必要・・・」との記載がある。
要は、監査法人との調整事項！

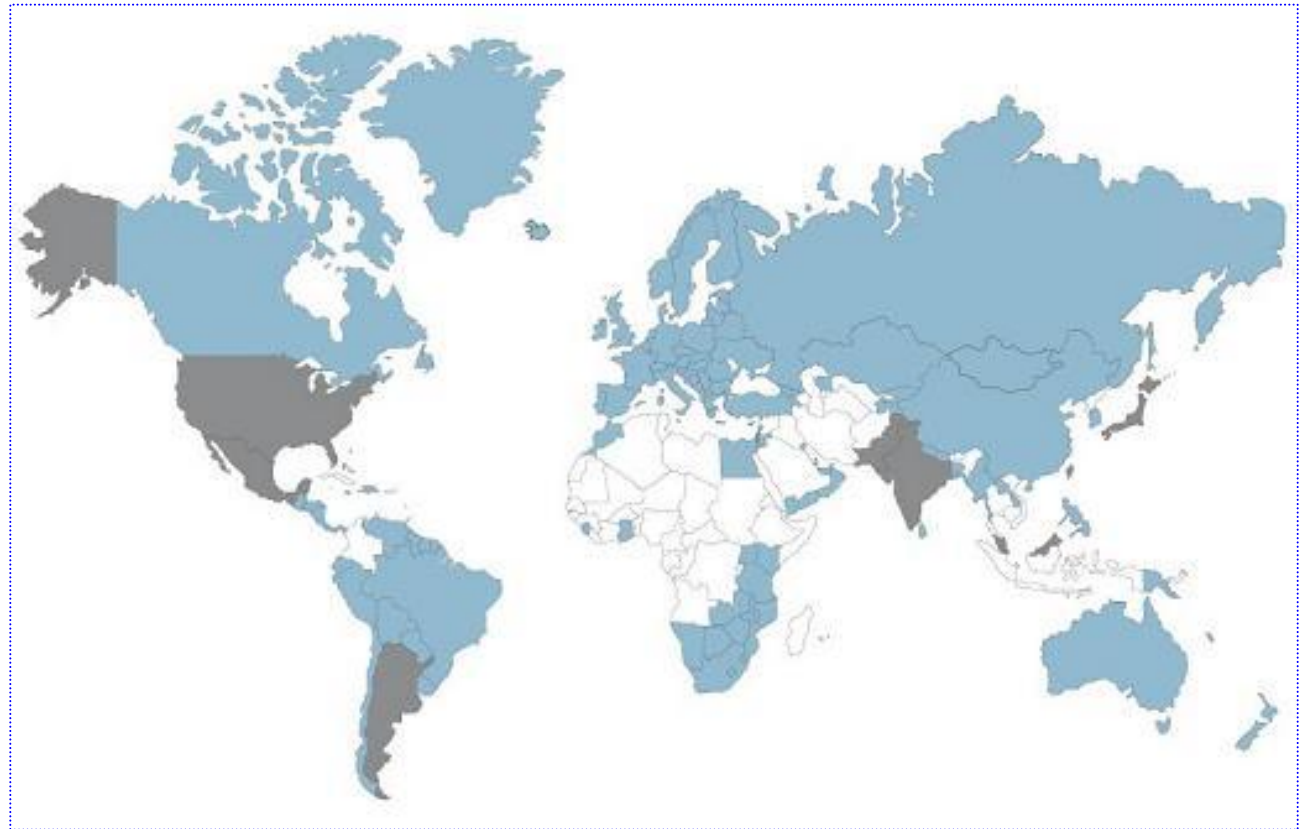
世界のほとんどの国で適用されつつあるIFRS。

日本の会計基準のコンバージェンスは進んでいる。一つずつ着実に対応すればよい。

Take it easy の意味

- ✓ 落ち着きなさい
- ✓ リラックスしなさい
- ✓ 気楽にやりなさい
- ✓ 肩の力を抜きなさい
- ✓ 無理しないようにしなさい

監査人とは
よく相談し対話の場を持つ
疎遠になることなく
決して喧嘩をしない



図表出典:IASB(国際会計基準審議会)のホームページ
＜青字の地域は既にIFRSを適用しています＞

DP 論点整理・検討状況の整理 (Discussion Paper)
ED 公開草案 (Exposure Draft)
Final 会計基準／適用指針等 (最終)

現在

	2010年			2011年		
(既存の差異に関連するプロジェクト)	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
マネジメントアプローチによるセグメント情報開示	適用(4月)					
資産除去債務	適用(4月)					
会計方針の統一(関連会社)	適用(4月)					
棚卸資産(後入先出法廃止)	適用(4月)					
企業結合(持分プーリング法を廃止、取得法に)	適用(4月)					
財務諸表の表示(包括利益)				適用(3月)		
過年度遡及修正					適用(4月)	
企業結合(のれんの償却廃止など)						ED(予定)
無形固定資産(開発費の資産計上など)						ED(予定)

	2010年	2011年			
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
(IASB/FASBのMOU関連)					
連結の範囲			ED		
財務諸表の表示(非継続事業)				ED	- - - - - →
収益認識		DP		ED	- - - - - →
負債と資本の区分					
金融商品					
測定と分析(金融資産)				ED	- - - - - →
測定と分析(金融負債)		DP		ED	- - - - - →
減損				ED	- - - - - →
ヘッジ会計				ED	- - - - - →
公正価値測定・開示			Final		
退職給付(年金含む)		Final			
リース	DP			ED	- - - - - →
認識の中止		DP		ED	- - - - - →

- 日本の会計基準は十分にIFRSと同等でそんなに違いはない。
- 早期適用をしようとすればいつでも可能な状態にまできている。
- 現場部門にはIFRSをビジネスのネタにするなど言っている。
- 監査法人に対しては、原則主義についてご理解いただきたい。監査法人は、原則主義をルールベースで解釈しているような論調に見える。会社の主義をリスペクトしてほしい。会社が決定した理由にビジネスの性質を損なってしまうからということがよくあるがそれを許容してもらいたい。
- 日本基準を厳格に適用していればIFRSにうまく推移できるはずである。そこを許容してもらいたい。また、サポートしてもらいたい。

- コンバージェンスの後、アドプションはさらに大変だと煽る
- 移行日にはIFRS適用の準備を全て終えてないといけないうと急がせる
- 過年度遡及を行うには帳簿レベルで転記しないといけないうと力説する
- 収益の計上基準は必ず検収基準に直さないといけないうと改修を迫る
- 固定資産は全て時価で評価しないといけないうと口説く
- 外貨換算における機能通貨を事難しく説明して相容れなくなる
- IFRS対応に必ず複数帳簿を保持すべきと2つのノートを見せる
- 直接法のキャッシュ・フロー計算書の対応には抜本的なシステム改修が必要と騒ぐ
- IFRS適用は全社的経営の重要課題で社長の積極的参画を必要だと嘆願する

米国に上場している企業

日本以外の取引所に上場している企業

海外から資金調達をしている企業

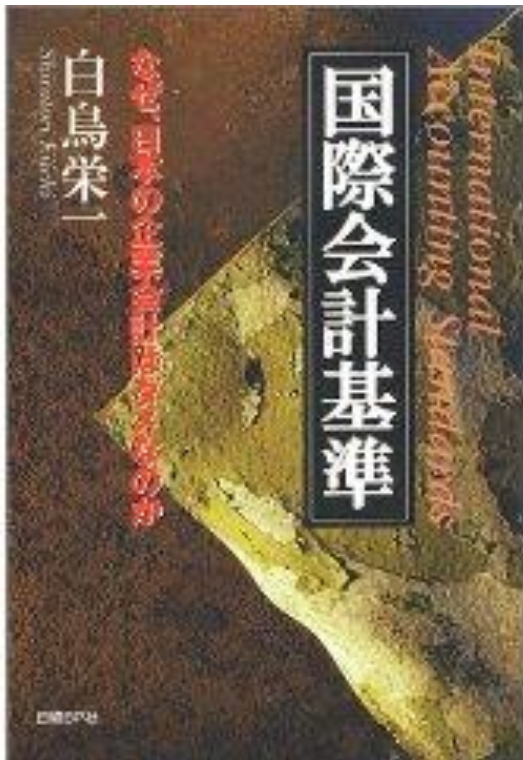
外国人株主が多い企業

海外展開をしている企業

こてこての上場企業

上場企業の子会社

非上場の会社、中小企業



「経済は完全にグローバル化した。日本経済を世界経済から分離した考えることなど、到底不可能な時代になった。企業は全地球規模での大競争に打ち勝つために、事業の国際化、多角化を急ピッチで押し進めざるをえなくなっている」(164頁)。

白鳥栄一著 日経BP社 1998年刊

私が
アーサーアンダーセン
在職時代に
白鳥氏から
聞いたこと

白鳥栄一氏(1998年逝去)は、1993年から2年半の間、第9代 IASC 議長に就任され、(議長の前にも長年、理事を務められる)日本人として世界の会計基準の調和を目的に国際会計基準の確立に尽力された。

Take it easy to IFRS!



ご遠慮なくご連絡下さい。
ご相談、問い合わせは無料です。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル14階
Hiro Business Solutions 株式会社 TEL.03(5532)7449

<http://www.hbs.gr.jp/>

問い合わせ先 info@hbs.gr.jp